

# 下北山村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

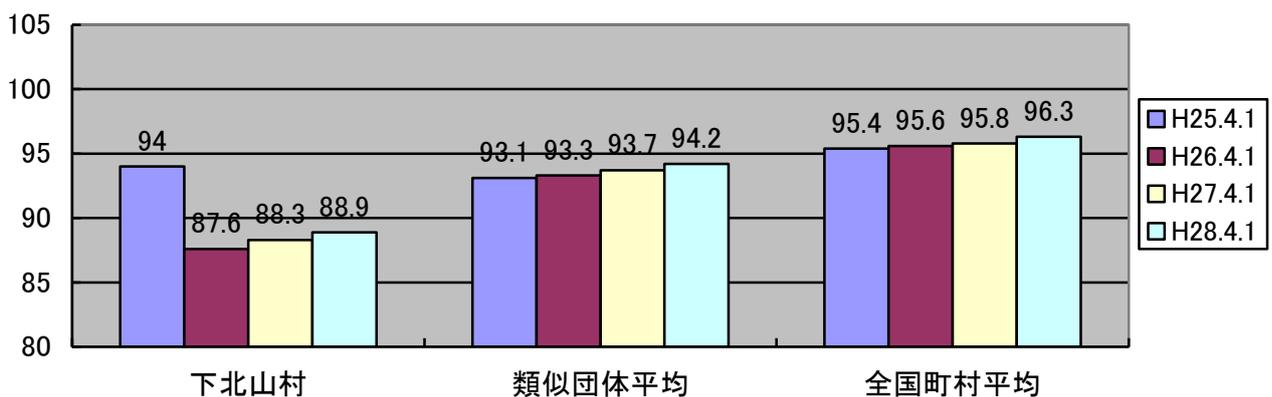
区 分	住民基本台帳人口 (H28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の 人件費率
27年度	1,005人	1,871,045千円	50,336千円	323,093千円	17.3%	20.4%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	37人	121,419千円	14,751千円	44,095千円	180,265千円	4,872千円	5,424千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ H28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動によるもの。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

地域手当支給地域対象外のため。支給なし。

##### ③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直し実施。（平成27年4月1日実施。）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下北山村	41.5歳	276,892円	309,964円	299,453円
奈良県	42.9歳	327,977円	414,719円	371,383円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体（I-2）	41.6歳	295,805円	338,210円	322,016円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給給与月額 (A)	平均給給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均年齢月額 (B)	A/B
下北山村	59.3 歳	5 人	255,620 円	263,680 円	255,600 円	—	—	—	—
うち学校給食員	59.9 歳	3 人	248,200 円	250,267 円	248,200 円	調理師	44.8 歳	250,000 円	100%
奈良県	51.5 歳	78 人	317,500 円	—	353,497 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	40.3 歳	人	231,727 円	253,593 円	241,357 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下北山村	4,140,804 円	—	—
うち学校給食員	4,020,980 円	3,361,300 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		下北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	184,800 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	150,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	141,450 円	—
	中学卒	134,000 円	127,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	—	※	—	335,400 円
	高校卒	※	—	—	318,500 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	226,100 円
	中学卒	—	—	—	—

(注) 1 該当者がいない欄については「—」としている。

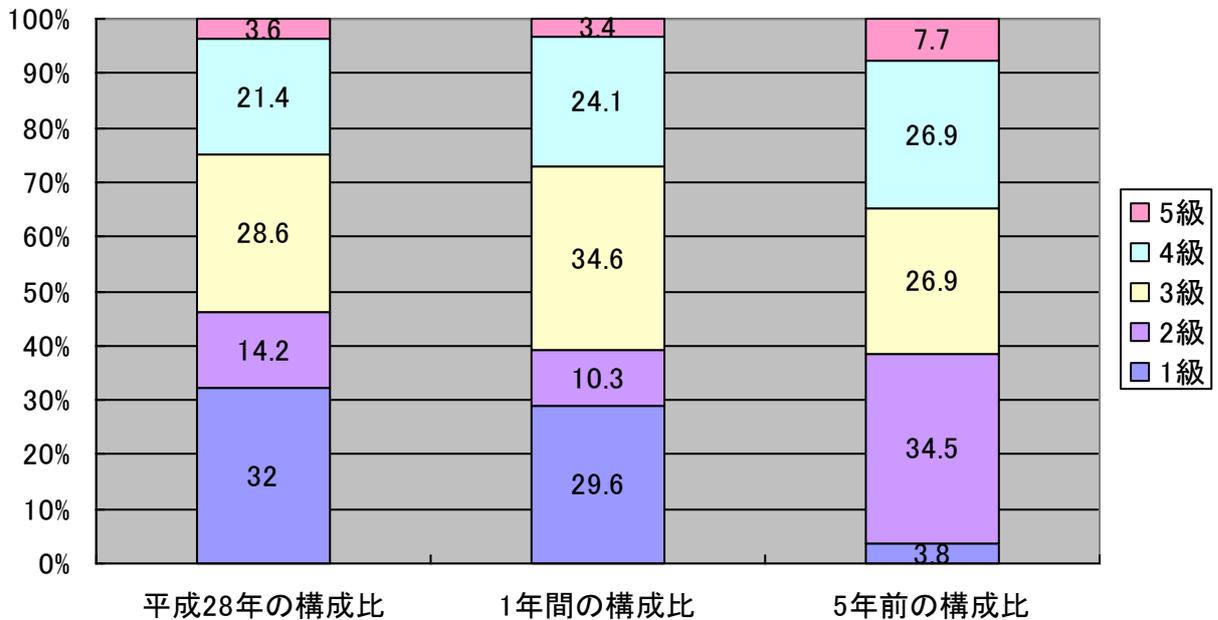
2 対象となる職員が2人以下の場合は、個人の特定を避けるため、「※」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	9人	32%	140,100円	246,100円
2級	主事	4人	14.3%	190,200円	303,000円
3級	主査・係長・課長補佐	8人	28.6%	226,400円	348,800円
4級	主幹・課長	6人	21.4%	259,900円	379,800円
5級	課長	1人	3.6%	286,200円	391,800円

(注) 1 下北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	下北山村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

下北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,191千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,576千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	下北山村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

### (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

下北山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.582月分	勤続25年	29.145月分	34.582月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	41.325月分	49.59月分	最高限度額	41.325月分	49.59月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	—	1,742千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）				0円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）				0%
手当の種類（手当数）				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫作業	日額2,000円	

#### (4) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	3,609千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	124千円
支給実績 (26年度決算)	2,111千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	92千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### (5) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・扶養親族(配偶者除く)6,500円、配偶者がいない場合1人目11,000円 ※満16歳～満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	3,937千円	196,850円
住居手当	・借家(家賃が12,000円を超える場合に限る)額に応じて支給 ・持家 支給無	同じ	—	1,371千円	124,636円
通勤手当	・自動車等の使用者 距離2Km以上、距離区分に応じ2,000円～31,600円を支給 ・交通機関利用者 最高支給限度額55,000円	同じ	—	1,059千円	39,222円
管理職手当	・管理監督に地位にある職員に支給 課長級10% 主幹級5%	一部異なる	固定の支給額	2,663千円	332,875円
宿日直手当	・1回4,200円	同じ	—	2,112千円	75,429円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	660,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000 円 / 384,000 円 630,000 円 / 391,800 円
	副 村 長	565,000 円	
	教 育 長	515,000 円	
報 酬	議 長	210,000 円	344,000 円 / 140,000 円 279,000 円 / 115,000 円 261,000 円 / 100,000 円
	副 議 長	170,000 円	
	議 員	160,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(H27年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(H27年度支給割合) 3.1 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×520/100 給料月額×在職年数×330/100 給料月額×在職年数×240/100	(1期の手当額) (支給時期) 1,373万円 任期毎 746万円 任期毎 494万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

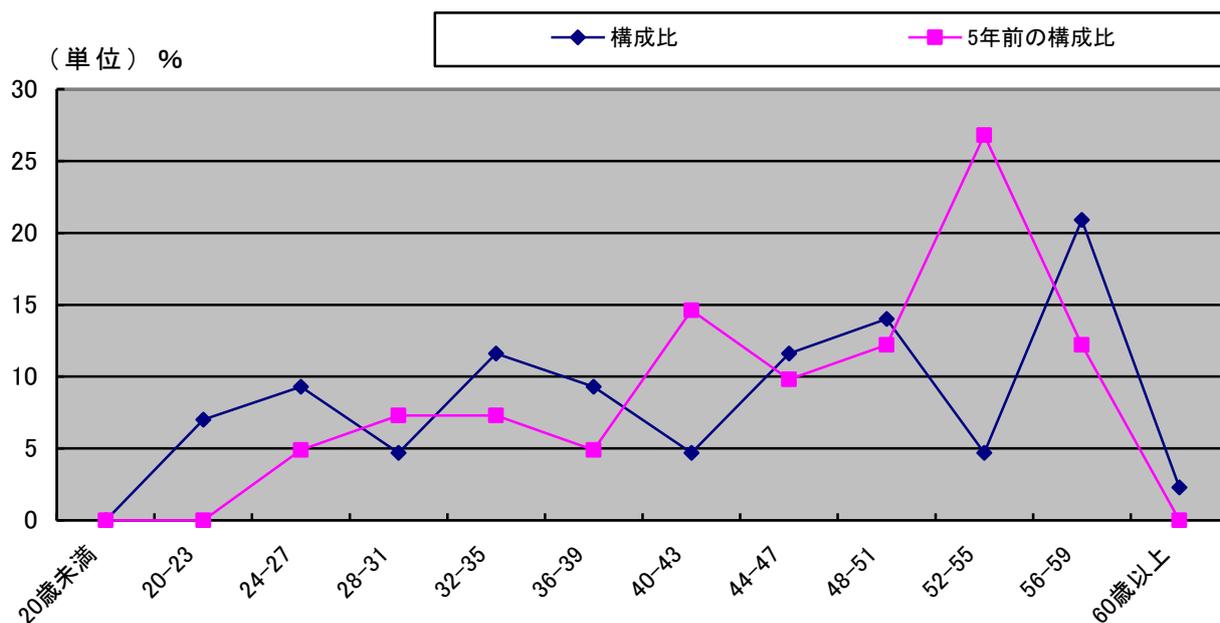
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	地域創生推進室設置の為増 異動に伴う減
		総 務	10	10	0	
		税 務	2	2	0	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	1	3	2	
		土 木	3	2	△1	
	民 生	7	7	0		
衛 生	3	3	0			
	計	29	30	1		
	教育部門	8	7	△1	法律の改正により平成28年より教育長を 含まなくなった為減	
	小 計	37	37	0		
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病 院	3	3	0	異動に伴う減	
	その他	4	3	△1		
	小 計	7	6	△1		
合 計		44	43	△1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	4人	2人	5人	4人	2人	5人	6人	2人	9人	1人	43人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
一般行政	27	26	26	26	29	30	3 (1.11%)
教育	8	8	8	8	8	7	△1 (△1.25%)
普通会計	35	34	34	34	37	37	2 (5.7%)
公営企業等会計	7	7	7	7	7	6	△1 (△1.43%)
総合計	42	41	41	41	44	43	1 (4.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 常勤の教育長については、法律の改正により平成27年4月1日から特別職の身分を有することとなるため、28年度に実施した調査から対象外となる。